

## 診断書のオンライン登録について

### 1 概要

難病指定医等が作成する臨床調査個人票及び小児慢性特定疾病指定医が作成する医療意見書（以下「診断書」という。）について、国のデータベース整備に伴い、オンライン登録を行うことが可能になります。

なお、患者に対する紙媒体での診断書の交付は変わらず必要です。また、オンライン登録への対応を行わず、従来どおりの方法で診断書を作成することも可能です。

### 2 診断書のオンライン登録によるメリット及びデメリット

（メリット）

- ・患者の同意を基に、他医療機関で作成された**診断書**の閲覧が可能となります。
- ・エラーチェック機能の導入により、記入漏れ等のチェックが可能となります。
- ・機械判定機能の導入により、認定基準との整合性の判定が可能となります。

（デメリット）

- ・インターネット環境に接続する必要があります。
- ・院内システムをデータベースと連携させる場合は、院内システムの改修等システム環境整備が必要となります。整備については各医療機関で実施することとなります。

### 3 千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業

オンライン登録に対応する環境整備に要する費用について、最大5万円を補助する。

- ・補助対象者：千葉県内に所在する、指定医の勤務する医療機関の設置者  
（千葉市並びに小児慢性特定疾病指定医のみ勤務する船橋市及び柏市の医療機関は除く。）
- ・対象経費：環境整備に係る費用（システム改修費・PC購入費等）
- ・補助金額：実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と10万円を比較し、少ない方の額の2分の1（1医療機関当たり）

### 4 注意事項

- ・県からの内示前に着手した環境整備は対象外となります。
- ・交付申請の際には経費額の見積書の添付が、実績報告の際には補助事業に要した経費の精算に関する書類（領収証等）の添付が必要です。
- ・申請後、申請内容に変更が生じた場合は速やかに御連絡ください。
- ・交付決定のあった環境整備については、当該年度内の完了が必要です。

## 5 手続の流れ（予定）

手続の流れ	手続の内容
【医療機関】→《千葉県》	希望調査回答（ちば電子申請サービス） ※申請期限：令和5年5月31日（水）17時
《千葉県》→【医療機関】	「補助金交付内示通知」をメールにて送付
【医療機関】→《千葉県》	補助金交付申請（ちば電子申請サービス）
《千葉県》→【医療機関】	「補助金交付決定通知」をメールにて送付
【医療機関】→《千葉県》	事業実績報告（ちば電子申請サービス）
《千葉県》→【医療機関】	「補助金交付確定通知」をメールにて送付
【医療機関】→《千葉県》	補助金請求
《千葉県》→【医療機関】	支払振込（請求後、1か月程度時間を要します。）

## 6 その他

- ・予算が限られているため、申請しても交付されない可能性があります。
- ・1医療機関当たり1回のみ補助の対象となります。
- ・難病指定医等と小慢指定医の両方が勤務する医療機関は、難病指定医等について補助の対象となります。他の自治体が行う同種の事業と重複申請はできません。